

令和3年度
社会福祉法人 宮若市社会福祉協議会
事業計画書

令和3年度事業計画

総括

人類と感染症の関わりの歴史は古く、エジプトのミイラから「天然痘」に感染したあとが確認されており、ウイルスや細菌の誕生が人類の誕生以前の出来事であったことを思えば、人類の始まりとともに感染症との闘いの歴史が始まったといっても過言ではない。

爾来、結核やマラリア、インフルエンザやエボラ出血熱、エイズやサース・マーズ・鳥インフルエンザ等々、世界中で感染予防と感染拡大防止の闘いは、人類の歴史とともに進まざるを得ない運命にあるのかもしれない。

そして、人類史上初となる「新型コロナウイルス」との闘いは、世界中の医学や化学等、持てる総力を結集して挑んでいるものの、結局のところ、最後は「人がどう捉えてどう対処するか？」にかかってくると言えるのではないだろうか。

当会も、昨年4月の「緊急事態宣言」発出以後、宮若市の指示を仰ぎながら、年度当初に掲げた各種事業計画を推進すべく関係団体や関係機関と連携して活動してきたが、そのほとんどが「自粛と制限」の中で延期や中止を余儀なくされた。その中においても、可能な限りの感染防止対策を講じながら事業継続を模索してきた「高齢者居場所づくり事業」については、その対象者が感染リスクや重症化リスクが高いと言われる高齢者でありながらも、多くの方が「居場所」を求めて参加して下さり、担当職員のみならず、社協にとっても大きな勇気とかすかな希望を与えていただいたことは特筆したい。

令和3年度も、未だ収束の兆しが見えない中にありながらも、コロナワクチン接種拡充を「切り札」と捉えて期待しつつ、ここに掲げた新規事業や継続する受託事業等々を推し進めてまいりたい。

今年度は「コロナに打ち勝ち開かれるオリンピック・パラリンピック」の年であることは周知のとおりであるが、当会にとっても平成28年の社会福祉法改正後の全ての役員改選時期を迎える年であり、事務手続きを遺漏なく進めながら新体制を早期に構築し、令和3年度を「新たな勝利の年」にできるよう、全ての役職員各位をはじめ、全ての関係団体関係機関等との連携をさらに強化しながら「計画行事の敢行」をめざして邁進したい。

1. 法人運営

- **理事会・評議委員会の開催**
 - ・理事会（6月・7月・10月・1月・3月）に開催予定。
 - ・評議員会（6月・3月）に開催予定。
- **監査の実施**
 - ・四半期ごとの定例監査を実施。
- **役職員研修の開催**
 - ・先進地視察研修を行い、今後の法人・事業運営に活かしていく。
- **会議等への参加**
 - ・関係機関等が実施する会議・運営委員会等へ参加する。
- **研修会等への参加**
 - ・研修会に積極的に参加し資質向上に努める。

2. 地域福祉の推進

- **福祉座談会の開催**
 - ・宮若市役所のまちづくり出前講座に登録を行い、社協の事業内容について関係団体のみならず企業等も含め多くの方に知っていただく。また、地域の多種多様な福祉課題を認識して頂き、住民の主体的な取り組みの必要性について理解を深める為に、自治会にて福祉座談会を開催していただけるよう依頼していく。
- **福祉委員の設置推進**
 - ・地域福祉の根幹となる見守り体制の強化が求められる本市において、自治会長より推薦された方へ社会福祉協議会会長より福祉委員（1年任期）を委嘱し、見守り体制の強化を図っていく。
- **福祉会の設置推進**
 - ・安心して住み続けることのできる地域を目指し、自治会での要援護者台帳・ふれあい台帳の整備及び、福祉マップの作成を推進しながら地域福祉の推進を図る。現在の取り組み内容は自治会により様々ではあるが、地域に応じた福祉会の設置推進に努める。
- **いきいきサロン活動の推進**
 - ・自治会主体による地域を拠点とした気軽に集える居場所づくりとして、いきいきサロン活動を推進していく。子供から高齢者を対象とし地域での絆の再構築や閉じこもり防止、介護予防等に大きな役割を果たしている「いきいきサロン活動」の設置推進に努める。また、自治会からの要請により講師として職員を派遣しサロンのマンネリ化を防ぎ、継続して活動ができるよう支援していく。

□ 地域福祉研修会の開催

- ・ 自治会より推薦いただいた福祉委員を対象とした地域福祉研修会を開催する。昨年度より福祉委員の任期を1年とした為、福祉委員の役割について説明を実施し、福祉関係者にも地域福祉活動の重要性等についての研修会を実施する。

□ 地域福祉セミナーの開催

- ・ 支え合う福祉コミュニティの構築をめざし、自治会長・民生委員児童委員・公民館長・老人クラブ連合会・福祉委員・社協役員・住民等々を対象に、身近な課題について学んでいただくために地域福祉セミナーを開催する。

□ 福祉映画上映会の開催（新規事業）

- ・ 福祉や介護・医療等の幅広い分野をテーマとした福祉映画上映会を開催し、市民に福祉課題がある当事者の日常生活に関心や社会生活への配慮に理解を深めることが出来る機会をつくる。

□ 地域歳末・年始事業の推進

- ・ 自治会にて年末・年始に実施されている助け合い活動や地域の絆づくりを目的とした事業に対し、歳末たすけあい募金に自治会から協力いただいた金額の80%を上限として助成する。

3. ボランティア活動の推進

□ ボランティアセンターの運営（ボランティアコーディネートの充実）

- ・ ボランティア活動の総合的な相談に応じ、ボランティア活動を行いたい方には登録をしていただき、ボランティアを受け入れたい方との需要と供給の調整を図る。登録いただいているボランティアの情報が更新されていない団体もある為、再度登録を依頼し情報の整理を行う。また、ボランティアの受け入れ先（施設・病院等々）の確保に努めていく。

□ ボランティア講座の開催

- ・ ボランティア活動を始めるきっかけとしての講座や、既存の活動の意識と活動の質を高めるためにスキルアップ講座を行う。

□ 災害ボランティア養成講座の開催（新規事業）

- ・ 近年災害が多発しており、宮若市においても災害ボランティアセンターの開設が必要となった際、ボランティアセンターの運営に携わって頂くボランティアの養成講座を開催する。また、市外にて災害が発生した際に災害支援ボランティア活動に参加頂けるボランティアの確保にも努める。

□ 小物製作ボランティアの養成

- ・ 手芸等の特技を活かしたボランティア団体の育成を図る。製作して頂いた小物や物品等を販売し、売上金を赤い羽根共同募金へ全額寄付する。

□ ボランティアスクールの開催

- ・ 夏休み期間中に小学生高学年を対象としたボランティアスクールを開催する。講義中心の内容ではなく、見て触って等の、体験を中心とした内容で実施する。

□ ボランティア団体の活動支援

- ・ ボランティアセンターに登録されている団体や宮若市ボランティア連絡協議会等の既に設立されている団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組み活動の活性化を図る。

□ 地域ふれあい防災運動会の支援

- ・ ボランティア団体と福祉団体だけの活動ではなく、地域を巻き込み実行委員会を組織し実施している。令和3年度については、旧若宮小学校区の地域住民にも参加してもらう予定。災害時の対応や障がいを抱える方への配慮等々について学ぶことを目的として開催する事業を実行委員として取り組む。

□ ボランティア活動の啓発

- ・ 社協広報誌「ほっと」・ホームページ等で、ボランティア活動の紹介やニーズ等を掲載しボランティア活動の充実を図る。また、社会福祉センター掲示板の一部をボランティア専用の掲示板として活用し、多くの市民へ周知を図る。

□ ボランティア活動保険への加入促進

- ・ 安心してボランティア活動を行って頂くためにボランティア活動保険への加入促進を図る。(基本タイプ 350 円、天災・地震補償プラン 500 円)

4. 相談機能の充実

□ 弁護士無料法律相談の実施

- ・ 毎月第2火曜日の午後1時から4時までの間、事前予約により一人30分程度の6名を受け付け、弁護士による無料法律相談を実施する。

□ フードバンクの運営

- ・ 生活相談等で来所された方々へ、今日・明日の食べ物の確保が出来ない方に対し、住民の方々・NPO 法人フードバンク福岡・トヨタ自動車九州(株)等々から食糧品を提供していただき生活困窮者等へ提供する。

□ 関係機関との連携

- ・ 生活不安等に対する日常的な相談には職員が随時対応しているが、本会のみでは対応できないケースも多々あり、相談者の生活の自立と安定に向け宮若市役所自立相談支援室等と連携し解決に向け取り組んでいく。

5. 高齢者の支援

□ 寝具洗濯サービスの実施

- ・ 介護保険の認定を受けている方等を対象に、民生委員及び在宅介護支援センターの協力を得て、寝具の洗濯サービスを実施する。

□ ふれあい電話の実施

- ・ ボランティアの協力により一人暮らし及び昼間独居の 75 歳以上の自宅に電話による訪問を行い、話し相手をする事で安否確認を行う。また、お誕生日カードの送付や年賀状の送付などを通じて利用者との交流を図る。

□ 在宅介護者の支援

- ・ 高齢化が進む本市において、在宅で介護に携わる方々の悩み等を共有する団体が結成されていない為、介護疲れによる悩みを共有し介護者の孤立を防止することを目的として在宅介護者の集いの場を作る。

6. 障がいを抱える方への支援

□ 障がい者サロンの開催

- ・ 障がいを抱えた皆さんが気軽に参加でき交流できる場としてボランティアの支援も頂きながら、毎月第2木曜日に社会福祉センター2階にて開催する。また、外出の機会が少ないとの声を反映し、お出かけ等も組み入れ利用者のニーズに沿った運営に努める。

□ 手話サロンの開催

- ・ 聴覚障がいを持たれる方の障がいを理解し交流と社会参加を進める為、宮若手話の会の協力を得て気軽に簡単な会話程度の手話を学ぶ手話サロンを、毎月第2・第4火曜日に社会福祉センター2階にて開催する。

□ 引きこもりの居場所づくり **(新規事業)**

- ・ 引きこもりの支援については、宮若市の困りごと相談室へ繋ぎ連携していく事を確認した。ひきこもり状態にある方が、「少しだけ外に出てみたい」「同じ境遇にある方との繋がりが欲しい」と思った場合に、安心して過ごせる場所が提供出来るよう取り組みを進めていく。

□ 障がい者団体・作業所の活動支援

- ・ 既存の障がい者団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組み活動の活性化を図る。団体の活動や作業所等の事業を当事者の方へ紹介することを目的にバスハイク等の開催も検討し、障がいを抱える親の悩み等々にも対応できる体制づくりに努める。社会福祉センターの売店業務についても、宮若市障がい者連絡協議会へ委託し、雇用創出の場や社会参加への機会増進に寄与する。

7. 子育ての支援

□ 子育てイベントの開催

- ・ 核家族化の進展により、身近に子育てについての相談や一時的な育児をお願いする人間関係が出来ておらず、子育てに悩む親が増加している。同年代の子を育成する親同士の繋がりを作るために、子どもと一緒に楽しめるイベントを定期的実施する。

□ おはなし会の開催（新規事業）

- ・ 未就学児を対象に、親子遊びや、わらべうた等で親子間はもとより、子育て中の方同士の交流を図る。1年を通じて季節を感じる事が出来るよう定期的に開催する。また、年齢に応じたおすすめの本の紹介や読み聞かせのコツ等を教えてもらい家庭でも実践できるようにする。

□ 子育て用品リユース事業

- ・ 子育て用品のリサイクルを進めるために、不要となった子育て用品を持ち込んでもらい、必要とされる方が無料で持ち帰ることが出来る「子育てリユースセンター」を社会福祉センター2階の一室を利用して実施する。

□ 子育て団体の支援

- ・ 既存の子育て団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組み活動の活性化を図る。

8. 福祉教育の推進

□ 福祉入門教室・福祉の仕事出前講座

- ・ 筑豊地区福祉人材バンクからの助成金を活用し、小学校で行われている福祉教育に、プロ車イスバスケットの選手を招待した学習会を全小学校にて実施する。

□ 福祉教育の支援

- ・ 学校における福祉教育を推進するため、福祉機材の貸出や講師紹介などを行う。また、本会にて実施できる福祉教育については積極的に職員を派遣し、児童が楽しく積極的に授業へ参加できるよう内容についても検討していく。

□ 福祉体験教室の開催（新規事業）

- ・ 小学生以上を対象として、ボランティア活動の体験や高齢者疑似体験、盲導犬についての学習等々の事業を実施する。

□ 社会福祉協力校の指定

- ・ 小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、思いやりの心でお互いに助け合い人権を尊重し合う心を育成する為の事業に対し助成する。

福祉教育教材「ともに生きる」の配布

- ・ 福岡県社会福祉協議会が発行する福祉教育教材「ともに生きる」(小学3年～小学6年対象)を各学校に配布し福祉教育の教材として活用していただく。

福祉機材寄贈

- ・ 小学校新入学1年生の児童を対象に、防犯ブザーを寄贈する。

9. 貸出事業

チャイルドシートの貸出

- ・ 乳幼児の安全と子育て世帯の負担軽減を図るためチャイルドシートの貸出を実施する。3カ月間1,000円の利用料を負担いただき更新可能とする。

福祉車両の貸出

- ・ 本会で所有しているリフトカーなど福祉車両を燃料代のみを負担いただき貸し出す。また、車両の老朽化により新たに福祉車両を購入する予定としている。

車いすの貸出

- ・ 一時的に車いすが必要な方へ貸し出す。また、介護保険認定者など他の制度で対応可能な人には、そちらを優先して頂く。

レクリエーション遊具の貸出

- ・ 地域で開催されているいきいきサロンや幼稚園・保育園等にレクリエーション遊具を貸し出す。

10. 広報啓発活動

広報誌の発行

- ・ 市民の声や福祉情報、行事のお知らせなど福祉の情報紙として、「ほっと」を原則2ヶ月に1回発行する。

ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービスの更新

- ・ ホームページやソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を活用し、行事のお知らせや事業の報告などを適時更新していく。また、ホームページが見にくいとの指摘があったため、ページ数を増やし見やすいホームページの作成に努める。

11. 指定管理者制度による社会福祉センターの運営

□ 宮若市社会福祉センターの運営

- ・ 令和3年4月より令和6年3月末までの期間、宮若市から指定管理を受け宮若市社会福祉センターの目的に沿った運営・管理に取り組む。近年、入館者の減少が続いている為、入館者の増加に向けて取り組みを実施していく。また、近年減少傾向にある入館者が増加するようサービスの向上を図る。

□ ふくしバスの運行

- ・ 毎週月・水・金曜日にふくしバスの運行を行う。平成24年4月に作成したバスの時刻表にて運行を行ってきたが、利用者のニーズに沿った運行経路となるよう令和3年度中に経路等について見直しを行う。

12. 受託事業

□ 放課後児童健全育成事業の受託（宮若市より）

- ・ 市内5カ所9クラスで全学年を対象として学童保育所の運営を実施する。令和3年10月頃には、宮若西学童保育所の建設が終了し新たな教室での学童保育が始まる。宮田小学校と宮田東小学校の統合により令和4年4月からの光陵小学校での学童保育所開所に向けて準備を進めていく。また、新型コロナウイルス感染防止の為、今後も検温や教室内の換気と消毒作業については継続し安心して利用できる学童保育所を目指す。

□ 高齢者居場所づくり事業の受託（宮若市より）

- ・ 65歳以上の介護認定を受けていない方を対象とした「高齢者居場所づくり事業」を実施する。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により赤字運営となったが、宮若市内全域で事業の開催が出来る状況となった為、市民の方へ本事業の周知を図り利用者の増加に向け取り組んでいく。また、外出の機会を増やして欲しいとの声にも応え、花見・お買い物・観劇・お食事会等々も実施する。また、外出等も多くなり指導員だけでは対応できない場合など、ボランティアの協力を得ながら事業を実施していく。

□ 食の自立支援事業の受託（宮若市より）

- ・ 65歳以上で一人暮らしの人、高齢者のみの世帯、障がい者の方に、週5日（月曜日から金曜日）配食サービス（夕食の弁当配達）を行うことで、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに利用者の安否確認を行う。弁当配達時に安否の確認が出来なかった場合には、関係機関と連携し必ず安否確認が出来るまで実施する。

□ 宮若市戦没者遺族会事務局の受託（宮若市より）

- ・ 宮若市戦没者遺族会の事務局を受託し、活動支援を行う。

- **日常生活自立支援事業の受託（福岡県社会福祉協議会より）**
 - ・ 認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な為に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理など不安がある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する。生活支援員養成講座を実施した結果、4月より生活支援員の業務を本会職員ではなく、宮若市民7名の方に生活支援員業務を担って頂ける事となっている。
- **生活福祉資金貸付事業の受託（福岡県社会福祉協議会より）**
 - ・ 福岡県社協から事務委託を受けている生活福祉資金貸付事業について、利用者の意向を聞き的確な受付と申請手続きを支援し、関係機関と連携しながら自立に向けての相談・援助をする。
- **共同募金会宮若市支会事務局の受託（福岡県共同募金会より）**
 - ・ 福岡県共同募金会宮若市支会の事務局を受託し、10月1日から12月31日までの間、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の強調月間とし、戸別募金・法人募金・学校募金・募金箱・イベント募金等々の方法で募金活動を行う。法人募金では、共同募金会の理事の方々にご協力いただき、市内事業所等を訪問し共同募金への協力を依頼する。
- **宮若市老人クラブ連合会の事務局支援（宮若市老人クラブ連合会より）**
 - ・ 宮若市老人クラブ連合会からの依頼により、事務局の支援を行う。